

1F6 - 4 福島第一原子力発電所 6 号機 - ジェットポンプ (センシングライン)

1 . 事案の概要

- ・ 第 13 回定期検査期間中 (平成 8 年 9 月 ~ 平成 9 年 1 月) の自主点検 (GE 社に委託) において、ジェットポンプのセンシングラインについても点検したところ、ひびの徴候が発見された。
- ・ 上記センシングラインの点検は、委託業務の対象ではなかったため、日本語版報告書には点検結果が記載されていない。
- ・ 上記ひびの徴候については安全上の問題はない。
- ・ 以上により、本事案に関して不適切な点は認められない。

2 . 調査の端緒

平成 14 年 8 月、当社は GE 社から以下の件について情報提供を受けた。

福島第一原子力発電所 6 号機のジェットポンプについて、GE 社は平成 8 年に点検を実施し、そのセンシングラインにひびの徴候があることを発見した。

この点について、英語版報告書には記載があるが、日本語版報告書には記載がない。

この件に関し、東電が国に報告したか、またそもそも報告すべきなのかは GE 社は知らない。

3 . 調査をもとに認定した事実

ひびの徴候の発見

第 13 回定期検査期間中に、自主点検として GE 社に委託してシュラウド及びジェットポンプのライザー管溶接部の点検を実施した。平成 8 年 11 月に GE 社が委託業務の対象ではないジェットポンプのセンシングライン (流量計測用配管) についても点検したところ、ジェットポンプのクランプ (押さえ金具) が付いている最下サポート部のセンシングラインにひびの徴候が発見された。しかし、当時この点について、GE 社から指摘を受けた事実は確認できなかった。

上記センシングラインの点検は、委託業務の対象ではなかったため、GE 社が作成したシュラウド及びジェットポンプのライザー管を対象とする点検に関する日本語版報告書には点検結果が記載されていない。なお、英語版報告書にはこの点に関する記載があったが、当時この点について、GE 社から指摘を受けた事実は確認できなかった。

なお、この徴候については、第 6 回定期検査期間中 (昭和 61 年 11 月 ~ 昭和 62 年 3 月) に当社がすでに発見していたものであるが、そもそもセンシ

ングラインとはジェットポンプの流量を計測するための配管であり、これにひびが生じて万一破断に至った場合でもジェットポンプの機能に影響はなく、またその検知が可能であること、さらに、すでにクランプが取り付けられていることから、安全上の問題が生じるものではない。また、これによりジェットポンプの性能や機能に影響を及ぼすものではないことから、法令・通達等に基づく行政当局への報告は不要である。

4．安全性に関する判断

(1) 当時の判断(昭和61年当時)

センシングラインとはジェットポンプの流量を計測するための配管であり、これにひびが生じて万一破断に至った場合でもジェットポンプの機能に影響はなく、またその検知が可能であること、ルースパーツの問題もないこと、さらにすでにクランプも取り付けられていることから、運転継続に支障となるものではなく、安全上の問題はない。

(2) 現時点の判断

上記(1)と同じ。なお、現時点の安全性に関する判断についての詳細は、「3.現在使用中の機器に関する安全性評価」参照。

5．本事案の問題点とその背景等

本事案に関して、不適切な点は認められない。

ジェットポンプ（センシングライン）

